

○ 太田市外三町広域清掃組合職員の 人事評価実施規程

平成 28 年 4 月 1 日
訓 令 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に定めるもののほか、太田市外三町広域清掃組合職員の人事評価の実施について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の人事評価実施に関しては、太田市職員の人事評価実施規程（平成 28 年太田市訓令第 3 号）の例による。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。